

北アルプス広域連合令和3年2月定例会会議録（1日目）

令和3年 2月2日
開会 午前10時00分

- 議長（中牧盛登君） おはようございます。
ただいまから、北アルプス広域連合議会令和3年2月定例会を開会いたします。
本日の出席議員は18名全員であります。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
続いて、理事者等の欠席・遅参等については、事務局長の報告を求めます。
事務局長。
- 事務局長（傘木徳実君） 報告いたします。
連合長、副連合長、監査委員は全員出席をしております。
以上でございます。
- 議長（中牧盛登君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」

- 議長（中牧盛登君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、
2番、太田昭司議員。3番、山本みゆき議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」

- 議長（中牧盛登君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。
本2月定例会の会期と議会運営につきましては、去る1月26日、議会運営委員会を開催
願ひ、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。
議会運営委員長。
- 議会運営委員長（北澤禎二郎君） 皆さんおはようございます。
去る1月26日、議会運営委員会を開催し、本2月定例会の会期日程等について審議をし
ておりますので、審議の概要をご報告いたします。
本定例会の会期は本日2月2日と、明日3日の2日間であります。
本定例会に付議されております案件は、報告案件1件、条例案件4件、予算案件12件の
計17件であります。
各議案につきましては、委員会に付託し、委員会審査を経て、委員長報告質疑討論を行い、
採決を行うことといたします。
また、2日目の本会議終了後に、全員協議会の開催を予定しております。
議会運営委員会では、これを了承しております。
審議の概要は以上であります。
よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。
- 議長（中牧盛登君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はありますか。
(なしと呼ぶ者あり)
質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告の通り、本日2月2日から、明日

2月3日までの2日間とし、議会運営につきましても、報告通り決することにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は本日と明日の2日間と決定いたしました。

日程第3「広域連合長のあいさつ」

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第3「広域連合長の挨拶」を受けることといたします。
広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。

本日ここに、令和3年、広域連合議会2月定例会が開会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には何かとご多用の中にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

はじめに、国の令和3年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等が大幅な減収となる中、地方交付税を本年度と比較し、8,503億円を増額確保し、17兆4,385億円としております。これは、社会保障関係費の伸びなどにより、地方自治体の財政需要が膨らむため、3年連続して増額されたものでございます。

また、地域社会のデジタル化を集中的に推進するための新たな歳出項目として、地域デジタル社会推進費に2,000億円が計上されたものの、地方一般財源総額では63兆1,432億円となり、本年度と比較し2,886億円の減額となりました。

県の新年度予算案は、総合5ヵ年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」に位置付けた施策を本格的に展開し、着実な推進を図るために編成したとされております。この計画に盛り込まれております当圏域の北アルプス地域計画には、様々な施策が掲げられており、広域連合としましても、施策の推進に向け、圏域5市町村とともに、地域振興局をはじめ県の機関との一層の連携を図ってまいります。

広域連合の新年度予算につきましては、市町村財政担当課長で構成する幹事会や、副市町村長会議で精査した後、正副連合長会議における協議を経て、編成いたしました。

一般会計予算は、総額で21億9,408万円余となり、前年度比、3.0パーセントの減少となりました。

特別会計につきましては、5会計で総額77億3,962万円余を計上しており、介護保険事業特別会計において介護給付費の増加が見込まれることなどにより、前年度比6.2パーセントの増加となっております。

以下、当面する主な事業の取り組み状況及び、新年度の主な施策の概要につきまして、順次ご説明申し上げます。

はじめに、北アルプス連携自立圏について申し上げます。

本年度を初年度とする第2期連携ビジョンは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業内容や実施時期の変更を余儀なくされるなど、事業の執行に難しい面はありましたが、若者交流や結婚支援、移住交流、福祉など、従前から取り組んでまいりました事業に加え、Society 5.0への対応や地域を支える人材の育成、確保など、新たな課題に着目した事業に取り組んでまいりました。

令和3年度におきましては、本年度に引続き、11分野25事業に取り組むこととしており、このうち森林経営管理制度につきましては、本格的な実施に先立ち、森林管理に必要なデータとして整備いたしました、森林基本情報のデジタル化事業が本年度完了しますことから、引き続き新年度は、森林経営管理制度の円滑な実施に向け、圏域で取り組む体制の整備など、圏域の林業振興や森林整備に向けた取り組みを促進する事業を展開することとしております。

なお、令和3年度事業の概要につきましては、本定例会全員協議会においてご説明申し上げますこととしております。

広域連合といたしましては、引き続き広域連携の橋渡し役として、連携自立圏事業が着実かつ効果的に進むよう努めてまいります。

次に、広域葬祭場について申し上げます。

葬祭場の運営につきましては、昨年4月から12月までの利用状況は、人体416体、動物279体となり、指定管理者により円滑な管理運営が行われております。今後も、指定管理者との連携のもと、人生の終焉を迎える公の葬祭施設として、厳粛な中にも穏やかな雰囲気を保ち、故人を偲び、送るにふさわしい施設の運営を目指してまいります。

次に、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

北アルプスエコパークは本格稼働から2年半が経過し、円滑な施設の運営に努めております。4月から12月までの可燃ごみ搬入量は、大町市5,559トン、白馬村1,760トン、小谷村506トン、合計7,825トンで、1日の平均搬入量は31.8トンとなっており、前年同期比では662トン、7.8パーセントの減となり、新型コロナウイルス感染症の影響から、生活系ごみ、事業系ごみともに減少傾向にあります。また、焼却量は、8,539トン、1日平均33.4トン。搬入量に対する焼却率は109.1パーセントとなっております。

資源物等につきましては、エコパーク、大町リサイクルパーク及び白馬山麓清掃センターの3施設において、円滑な受け入れが図られているところであります。

白馬リサイクルセンター建設工事につきましては、屋根工事が終了し、現在、屋内工事が順調に進んでおり、進捗率は約85パーセントとなっております。降雪の影響により、舗装工事が未着手となっておりますが、当初の予定通り、本年4月1日から業務を開始できますよう、工事の進捗を図っております。

次に、消防関係について申し上げます。

昨年中の火災件数は、前年より1件少ない22件で、このうち、あぜ焼きなどのその他火災が12件で最も多く、1名の方が亡くなられ、2名が負傷しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部実施を見合わせております防災訓練につきましては、環境が整い次第、再開することとし、引き続き地域防災力の向上に努めてまいります。

消防機動力の整備につきましては、計画的に資機材の充実を図るため、大町消防署に配備しております消防ポンプ車と、北部消防署に配備しております高規格救急車を更新することとし、所要額を新年度予算に計上いたしました。

救急出動件数は、2,964件で、前年より489件減少しております。これは、ウイルス感染防止対策による外出自粛に伴い、けがや交通事故が減少したことに加え、感染予防に伴う病気発生そのものの減少等によるものと考えられます。

ウイルス感染症の収束が見通せない中、搬送時における職員の感染防止対策を徹底しつつ、

迅速、確実な救急活動を実施するとともに、ドクターヘリ、ドクターカーを効果的に活用し、医療機関との連携の下、引き続き地域住民や来訪者の安全確保に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

昨年4月から12月までの施設入所者は、入院治療が必要となったサービス利用者が多かったことに加え、新型コロナウイルスによる感染の予防などを理由として、サービスの利用が控えられたことなどから、昨年同期に比べ1,441人少ない延べ、1万1,388人となりました。

とりわけ、ウイルス感染症の第3波の感染拡大が始まった11月以降の2ヶ月間では、527人と大きく減少しております。また、通所利用者は、昨年同時期より155人多い3,942人で、1日の平均利用者は21.4人となりました。

現在も、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大しており、県内におきましても、依然として感染者が増加しておりますことから、引き続き、マスクや消毒用アルコール等の備蓄に努めるとともに、利用者の感染予防と健康管理に加え、職員の健康管理等にも万全の注意を払い、施設の適切な運営に努めてまいります。

また虹の家は開設以来20年余を経過し、徐々に老朽化が進んでおりますことから、緊急性の高い施設・設備の改修に取り組んでおります。新年度におきましては、車いす対応の特殊浴槽の更新と防火シャッター、電気設備の改修を実施し、令和4年度以降、エレベーターの改修等を順次進めてまいります。

引き続き、老人保健施設の役割であります介護とリハビリテーション機能の充実を図り、利用者の皆様に安心して利用いただける環境の維持、向上と円滑な運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス、感染症の第3波襲来により、感染が全国的に拡大する中、当圏域内でも新たな感染の確認が続いております。圏域内の介護サービス事業所では、感染症対策の研修会を開催するなど、介護の現場での対応方策について、再度確認しつつ、感染症予防対策を徹底し、必要なサービスが提供されております。

現在国では、感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点や、継続的なサービス提供を図るための支援として、介護サービス事業所及び従事者に対し様々な支援策を講じており、こうした支援や基準の柔軟な運用等を活用して、今後も引き続き必要なサービスが適切に提供できますよう、支援に努めてまいります。

介護保険の円滑な運営を目的として、3年ごとに作成しております介護保険事業計画につきましては、本年度第8期事業計画の作成に取り組んでまいりました。

これまで5回開催されました計画策定委員会において検討が進められ、先月19日、介護保険事業計画作成委員会横澤賢樹院長より、報告書を提出いただいたところであります。

第8期事業計画では、本格的な人口減少時代を迎える中、65歳以上の第1号被保険者数と要介護認定者数は、ともに減少していくものと推計しております。一方、新年度からの3年間の計画期間における保険給付費の総額は、208億1,900万円余と推計しており、この保険給付費を賄うため、65歳以上の被保険者にご負担いただく保険料は、必要なサービス基盤の整備に伴う給付の増加と、被保険者数の減少による1人当たりの負担の増加などにより、改定を行わなくてはならない状況となっております。

このため、介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本定例会に議案を上程いたしました。

これらを内容とする第8期介護保険事業計画につきましては、来月開催予定の住民説明会

やホームページ、また、介護広報誌「井戸端かいご」などにより、圏域住民の皆様は、計画の内容や制度改正、保険料の改定についてご理解をお願いするとともに、今後も丁寧な説明に心がけ、介護保険制度についてご理解いただけますよう努めてまいります。

今後は、第8期事業計画に定めた計画内容に沿い、住民の皆様が安心して介護を受けられる体制等の整備に努めてまいります。

次に、平日夜間救急医療について申し上げます。

小児科、内科急病センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、施設における感染防止対策に万全を期することが困難なため、昨年4月20日から休診しております。感染拡大の収束になお目処が立たないことから、大北医師会とも協議のうえ、新年度におきましても、休診を継続することとし、新年度予算には施設の維持管理にかかる費用のみを計上いたしております。地域住民の皆様にはご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘の措置入所者につきましては、今月1日現在、定員の50人が入所しており、また、ひだまりの家におきましても、入所定員の9人が入所しております。両施設とも、高齢者の入所施設であり、特に冬期間は、感染症をはじめ入所者の体調維持には細心の注意を払わなければならない時期であり、加えて、圏域内でも新型コロナウイルスの感染が確認される中、嘱託医師との連携の強化を図り、必要に応じて迅速な往診や受診など適切な対応により、入所者の体調管理を徹底し健康の維持に万全を期してまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況と、新年度における取り組みについて申し上げます。

今後も引き続き、年度最終版に向け、圏域の発展と住民の福祉の増進に取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解、ご協力をお願い賜りたいと存じます。

本定例会にご提案申し上げます案件は、報告案件1件、条例案件4件、予算案件12件の合計17件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託または討論、採決」

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託または討論、採決」を行います。

はじめに、報告第1号を議題として、説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました報告第1号損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めます。

介護老人保健施設虹の家において、利用者が転倒し、骨折をしたことから、治療費と補装具の代金28,853円について、施設側で賠償するものでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本件についてご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） この賠償額28,853円ですけれども、この金額というのは保険診療

の自己負担金、1割分相当というような考え方でいいのでしょうか。

この金額の算出根拠について説明ください。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

28,853円、これは治療費と補装具の代金10割、1割ではございません。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） ちょっと説明の意味がよくわからないのですが、保険診療1割分であるということであればですね、保険診療9割分を合わせて、全額を医療機関に支払うもので、過失割合に応じて損害賠償と過失相殺として負担額が決まっていかなければいけないというふうにならばちょっと調べたらそういう見解もあるわけですが、再度説明いただきたいですが、保険診療の自己負担1割という意味なのか、今話したような内容なのか、改めて28,853円の根拠について説明ください。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねをお答えいたします。

虹の家のご利用者が、虹の家での転倒が原因で骨折をし、大町病院において治療を行いました。この利用者につきましては、施設の職員の見守りが必要な方でありましたので、職員も注意をして見守っておりましたが、今回の事故につきましては、職員がちょっと目を離した隙に起きた事故であり、治療代の総額28,853円について、施設でお支払いするものであり、その全額が施設賠償保険で補填されるものでございます。

私から以上でございます。

○議長（中牧盛登君） いいですか。

他にありませんか。

お諮りいたしますこの辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件を報告通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって報告第1号「損害賠償の額を定めることについて」は、報告通り承認されました。

次に議案第1号「北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第1号「北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定」について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年4月1日から稼働予定の、白馬リサイクルセンターの名称と所在地を定めるものであります。

議案説明資料の新旧対照表をご覧ください。

資源物リサイクル施設として、大町リサイクルパークがございしますが、その次に「白馬リサイクルセンター」を追加し、所在地につきましても同様に、代表地番として、白馬村大字北城9305番地14を追加するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございせんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第1号は総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第2号「北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました、議案第2号「北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付してございます、議案説明資料の新旧対照表もあわせてご覧ください。

第6条、保険料の額につきましては、第8期介護保険事業計画作成において、厚生労働省のシステム等を活用しながら、人口、また介護サービスにかかる費用の推計などを行い、第8期、第9期、第10期中長期的な給付見込みを視野に入れながら、介護サービス給付の財源となる保険料について、一定のご負担をいただく改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

右欄が現行の保険料で、基準額は、第6条第1項第5号、第5段階で年額68,400円を左欄、第6条第1項第5号、第5段階の基準額で年額69,600円とするものでございます。

第6条第2項から第5項までの改正は、国の所得分布調査の結果による、介護保険法施行令の改正に伴い、それぞれの段階を区分する合計所得金額の改正をするものとなります。

第6条第6項から第8項までの改正は、平成27年4月1日から消費税率の引き上げ分を財源とし、公費により、低所得者の保険料軽減を行っておりますが、第8期における第1段階から第3段階の保険料額について、軽減後の保険料額に改正するものでございます。

第9条第3項の改正につきましては、介護保険法施行令の改正部分の反映がされていなかった部分について、今回改正をお願いするものでございます。

第10条第1項の改正は、平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正に関わる介護保険法施行令の改正に伴う改正でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございせんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 初めにちょっと2点ほどお伺いいたします。

1点目につきましては第7期事業計画の中で、計画と実績の差というのが約4億円。

4億2,944万円余、あったのですけども、これは今回の保険料に換算すると、どのくらいのパーセントになるのか。それから、本8期計画では、実績との差は一般的にどのくらいの誤差を含んでいるのか、説明いただきたいと思っております。

2点目はですね、第8期の保険料では、標準月額で見まして、5,700円から5,800円、100円アップです。率にしたら1.75パーセントになると思うのですが、このうち基金から補填している金額というのは、幾らになるのか説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 第7期介護保険事業計画の介護給付費の計画と実績の差についてのお尋ねに順次お答えいたします。

4億2,944万円は保険料に換算するとどのくらいかとお尋ねでございますが、第1号被保険者の保険料負担割合は23パーセントとなり、7期実績の差である4億2,000万円余のうち、9,877万1,200円が保険料分となります。これを被保険者1人当たりの保険料基準月額に換算すると、約130円となります。

次に、計画と実績の差は一般的にどのくらいの誤差を含んでいるのかとお尋ねでございますが、給付の推計等が、厚生労働省の推計用のシステムを用い、認定者数や過去の給付実績、今後の伸びの見込み等から推計をしております。給付見込みにおいて、過去の平均値を用いるのではなく、利用者数の今後の見込み等から、最大値を推計に反映させておりますが、基本的には給付の推移等を総合的に勘案する中で、推計した値を計画値としております。

それから第8期保険料基準額の設定と介護保険事業計画について、月額5,700円が5,800円と1.75パーセント100円アップしておりますが、基金からの補填はどの程度かとお尋ねでございますが、令和3年度においては、5900万円を基金から取り崩し、活用し、保険料基準月額の80円を軽減しております。

私から以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） そうしますと今の第7期ですね、計画と実績の差についてですが、この結果ですね、第8期では、一般的にどのくらいの誤差を見込んでいるかという質問に対しては明確な誤差に対する数値が答弁されていませんので、改めてこの点がわかりましたら説明ください。

それとですねこれに合わせて、保険料の余剰分を基金に積み立ててはいますけれども、第7期は、最終的に残高は幾らになったのか。

2点、改めて説明ください。

それから第8期の方ではですね、給付総額で第7期から8期では、15億8,000万円。率にして10.5パーセントの増でありますけれども、保険料の影響分というのは何パーセントになるのか。それから、このうち基金から補填している金額というのは、およそどのくらいの比率になるのか説明ください。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 計画と実績の差は一般的にどのくらいの誤差を含んでいるかでございますが、給付の推計等には、厚生労働省作成の推計用のシステムを用い、認定者数や、過去の給付実績、今後の伸びの見込み等から、推計をしているところでございます。

例えば、その上に、何パーセント上乗せをするということはしていません。

それから、保険料余剰分を、積立金に積み立てておりますが、7期の最終残高は幾らかとお尋ねでございます。7期末の予定残高は4億8,600万円程度を見込んでいるところでございます。

それから第8期の総給付費194億7,000万円。第7期の総給付費178億9,000万円は、10.5パーセント、15億8,000万円の増であり、保険料影響分が、2.42パーセントなので、0.67パーセント分を基金から、補填しているかとのお尋ねでございますが、第8期以降の保険料は、新たなサービス基盤整備に伴うサービス料増加分の負担増や、被保険者数が減少することに伴う、1人当たりの負担増。また、第2号被保険者数の減少に伴い、介護保険サービスにかかる、第1号被保険者の負担割合の上昇などが見込まれるため、第9期では、保険料、基準月額が6千円を超え、その後についても上昇すると推計しています。

この状況も踏まえ、第8期の介護保険給付準備基金による負担軽減については、第9期以降の保険料上昇を見据え、急激な保険料上昇とならないよう、7期末の基金残高を、10期まで段階的に活用し、負担を軽減することとしています。

私から以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） ちょっとまた委員会でしっかり検討いただきたいと思いますが、最後に、第8期の保険事業計画ですね、新型コロナの影響を考慮した事業計画となっているのかどうか、その影響とはどの程度見込んでいるのか、改めて説明ください。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

令和3年度の介護報酬改定では、0.7パーセントのプラス改定でございます。

この中には、新型コロナウイルス感染症の対応分として、特例的な評価として、プラス0.05パーセントが含まれており、第8期介護保険事業計画の介護給付費等の推計に当たってもこの数値等を加味した内容で推定しているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症のサービスの影響としましては、現時点では、管内のサービスを休止しているといった報告がなく、感染対策を実施しながら、必要なサービス提供がされている状況でございますが、11月サービス利用分において、前年同月と比較すると、通所介護サービス等において、給付費は前年比マイナス2パーセントほどとなっております。現時点では、そこまで大きな影響がない状況となっておりますが、引き続き、今後の動向について注視してまいります。

また、短期入所では、管内の当該事業所のほとんどが、施設サービスと併設して事業を実施しているため、感染症拡大予防の観点から、新規受入れについて、慎重に、取り扱っている状況があるため、給付算定等にも影響があると分析しています。

私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

平林英市議員。

○6番（平林英市君） 介護保険の8期の改定についてですけれども、私は明日の全協で説明するということですが、こういう条例改正する時に、なぜ先に説明ができないのかと非常に介護保険の保険料は重要な問題です。どうしてそうなったかその理由をちゃんと説明して欲しいのと、もう一つは、今答弁を聞いていますと、今回は第5段階で年2,300円、そして月200円ということで、金額的にはどうこう言うわけじゃありませんけれども、所得の低い人だったら、重い負担になるわけです。特に介護保険そのまま適用されなくて亡くなっている人が結構いるのですよね。

こういう状況から考えてみて、保険料が上げていくのは非常に重要な問題でありますので、今回、基金の4億8,600万円あると言いましたが、そういうので、8期の場合は補填できなかつたのかどうか、その辺をおしえてください。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ね順次お答え申し上げます。

まず、この介護保険条例の一部改正につきまして本会議の上程前に、全員協議会の方で報告することができなかつたのかということですが、本年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大のため、国から示されます、報酬改定の内容、そういったものが1月以降に示された事がございます。

そのようなこともございまして今回につきまして、やり方が逆になってしまって申し訳ないところがございますが、先に条例改正の方、こちらの方に上程をさせていただいて、説明をして、その他、概要につきまして、明日行われる全員協議会の方で報告をさせていただきたいと。そのように、考えているところでございます。

それともう一つ、もう少し基金を活用して、保険料について据え置くなりできないかというご質問でございますが、これにつきましても、やはり、8期の給付を見るのではなく、この給与準備金については、今まで皆様から納めていただいた介護保険料の余剰分となったものについて、基金に積み立て、今後の保険料軽減に使うものとして取り扱っておりますが、第8期のみで使ってしまうということは、第9期、10期になりましたときに、大幅な保険料のアップをお願いしなければいけないというような状況もうまれてまいります。

そのようなことから、今計画期においてある程度留保し、9期、10期を見据えた、形の中で、基金を利用させていただいたということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 平林英市議員。

○6番（平林英市君） 先ほどの、連合長挨拶にもありましたけど、65歳以上の被保険者がってことと、それから40歳から、第1号被保険者ですね。これ40歳から65歳までの第2号被保険者の、こういうコロナ禍の中で、所得が下がって、それで応能負担でお支払いさせていただいている保険料ですから、それが下がると、結局最終的には、どこ行くかという、1号被保険者に負担がかかってくる。

こういう状況の中で、際限なくこの保険料上げていかなきゃいけない状況の中で、これは基本的な問題だと。連合長に聞きますが、どう今後対応していくのか、現実にはそういうものがきておると私は思うのですが、その辺ところどうでしょうか。

○議長（中牧盛登君） 連合長。

○連合長（牛越徹君） まずご案内のように介護保険というのは、その介護保険の給付を受ける皆さんの、いわゆる保険制度として、まずスタートしております。

その中で、被保険者の負担分は全体の23パーセント。残りは国、県や、或いは地方公共団体たる市町村の負担などで賄われています。

これはやはり介護給付費が増額していけば、そのパイ自体が大きくなり、1号被保険者の負担も含め、23パーセント部分も膨らむわけでありまして。そうした軸の中で、保険制度のまず特色、特質は、そこにあるということをご理解いただきたいと思います。

その上で、今後、例えば第9期、第10期と進む中で、被保険者は相対的に少なくなります。

その中で一つにはやはり介護給付費そのものを効率化することによって例えば介護予防

などによって、要介護認定者をできるだけふやさないようにする努力。或いは、これも国にすでに要望しておりますが、国の負担分を増やす。

そうしたことで、できるだけ加入者の負担、被保険者の負担を少なくすることは、これからも続けてまいります。

その上で先ほども答弁ありましたように、この第8期だけで完結するのではなく、第9期、第10期と将来を見据えて今回は調整を図ったところでございます。

その中で先ほども答弁ありましたように、基金の残高約4億円これは、第7期だけではなく第6期での繰越し分も基金に積み立てありますが、そうした過去のものをどのように生かして使うか。

そこでまず第8期には、先ほど答弁した通りの補填を基金から取り崩して充てるということにしておりますし、第9期、第10期において、保険料の負担をする皆さんが少なくなる。或いは、2号被保険者についても当然、さらに上回る減少率でありますから、そういったことを見据えた上で、今回、取崩額も適正な額を取り崩すことによって、標準階層における負担を100円のご負担の増をお願いするところでございます。

やはり長期的なスパンにおいて、将来を見据え、そして、第8期の計画をしたということについても、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 平林英市議員。

○6番（平林英市君） 連合長の言うことよくわかるのですよ。

もうそういう構造になっているのですか。それで今、連合長に言われたように、国の負担を増やしていただくと、これは最善の方法だと思いますけれども、国はこれ以上の社会保障をしないと、今の50パーセントを増やさないとという方向性が出ています。そういう中で、際限なくやっぱり保険料を上げていくことに対して、自治体の広報で言いますと、法定外繰り入れとかそういう問題があります。

自治体のそれぞれの一般会計からの負担というのは、これ増やしていけないものなのか。ぜひそういうことも、観点において、国が全体のパイをふやさない限りは、どうしようもないのですから、そういうところは考えられないと言われるのですか。連合長。

○議長（中牧盛登君） 連合長。

○連合長（牛越徹君） 非常に難しいご質問でございます。

介護保険制度がスタートして第8期を迎える時期になりました。

この間そうした国の負担は徐々に拡充されて改善されてきている部分はありますが、概ねこの、大きなシェアというものは、大きくは変わっておりません。

国においてももちろん地方公共団体においても、財政が逼迫していることは明らかであります。

そうした意味で、地方公共団体、中規模自治体の、いわゆる保険者、ここは広域連合で行っておりますが、ここの市町村の負担を増額することについては、法定の割合を超えることであり、慎重に検討すべきものと考えております。

なおやはり一番は、高齢化社会でありますから、一人一人の高齢者の皆さんが安心して暮らすためにも、介護予防、介護保険のお世話にならないような、そうした仕組みも、充実しながら取り組んでおります。

第8期におきましても、介護予防のいわゆる地域連携事業については、より充実した内容になっております。

そうしたことによって、介護給付費そのものを増やさない、或いは、できるだけ圧縮できるような知恵も、健康管理という意味の健康増進ということも含めまして、取り組むべき課題の一つと考えております。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたしますこの辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、福祉常任委員会に付託いたします。

ここで11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（中牧盛登君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号「北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第3号「北アルプス広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配布してあります、議案説明資料の新旧対照表も併せてご覧ください。

第6条、事業の対象者につきまして、要介護認定を受けると、それまで利用していた総合事業のサービス利用が継続できなくなってしまうことから、本人の希望を踏まえて、地域との繋がりを継続することを可能とする観点において、要介護認定を受けても、総合事業の利用を可能とする介護保険、施行規則の改正に伴い、改正を行うものでございます。

次に、第7条第3項及び第4項、事業の利用手続きにつきまして、手続きの簡素化を可能とするために削除をお願いするものでございます。

次に、第10条から第16条及び第10条関係の、別表1及び2では、総合事業にかかる費用等の詳細な内容を定めておりますが、国の介護保険に係る省令等をもとに制定している内容であり、他の保険者のほとんどが、この内容について、条例の定めではなく、規則、要綱で定め、弾力的な運用により住民ニーズに沿った事業を実施していることから、条例から削除し、実施に関する規則に内容を委任するというものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第4号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」

を議題とし、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長（勝野一徳君）登壇〕

○消防長（勝野一徳君） ただいま議題となりました議案第4号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配布いたしました議案説明資料の新旧対照表もあわせてご覧ください。

今回の改正は、電気自動車に搭載されております電池の大容量化により、全出力50キロワットを超える、電気自動車用急速充電設備の普及が予想されますことから、急速充電設備の位置構造及び管理に関する、総務省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、急速充電設備の全出力の上限が、200キロワットまで拡大されたことに伴い、充電用ケーブルが従来と比べ、重くなりますことから、充電操作中におけるコネクタの落下防止や、当該充電ケーブルの発熱による出火防止等の安全対策についての基準を加えるものです。

施行日は令和3年4月1日としております。

以上、ご説明申し上げましたご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第5号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第5号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第5号）」について提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,492万9千円を減額し、総額を23億2,856万7千円とするものでございます。

4ページ5ページの第2表、地方債をご覧ください。こちらは、地方債の変更としまして、はしご付き消防自動車更新に係る起債限度額を、起債適用額の増に伴い、2億円から、2億410万円に増額するものでございます。なお、本事業において利用する、緊急防災減災事業債は、その元利償還金に対して、交付税で70パーセントが措置される有利な起債となっております。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、市町村負担金2,901万2千円の減は、本年度における各事業費の見込みにより、それぞれ補正を行うものでございます。そのうち、ごみ処理広域化推進費297万3千円の減は、事業費の確定と、国庫補助金の交付決定に基づき、減額となるものでございます。

款2項2目2、衛生手数料295万1千円の減は、収入証紙販売及びごみ焼却手数料の実績見込みによるものでございます。

款3項1目1、循環型社会形成推進交付金293万4千円の増は、事務費の対象経費の増

によるものでございます。

款9項1目2、消防債410万円の増は、はしご車更新に係る緊急防災減災事業債を増額するものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。

款2項1目1、一般管理費14万5千円の減は、人事院勧告に伴い、賞与0.05月分が減額されたことに伴う人件費の減であり、節3職員手当等は職員5名分、節18負担金補助及び交付金では、派遣職員4名分でございます。

款4項1目2、ごみ処理広域化推進費3万9千円の減は、事業費の確定によるもの、目3廃棄物処理費、1,123万3千円の減は、節10事業費で焼却に関わるプラント機械設備の消耗品費と修繕料の見込みによる減が主なものでございます。目4リサイクル推進費850万1千円の増は、節12委託料の増が主なものであり、資源物リサイクル業務における小型家電、古布、蛍光管、乾電池等の処理量と処理単価の増によるものでございます。特に、小型家電と古布につきましては、コロナ渦により処理量が増加したものでございます。節17、備品購入費では、白馬リサイクルセンターの本年4月の稼働開始に合わせ、資源物運搬等に必要となる軽トラックの購入費用130万円と大町リサイクルパークで使用しております、資源物積み下ろし用のフォークリフトの購入費用190万円を補正するものでございます。

特にフォークリフトにつきましては、大町市から譲渡されたもので、購入から28年。一般に言われる寿命の15年を経過しております。普段から不具合も多く、たびたびの修繕により使用してまいりましたが、特定自主点検の際、ジェフのオイル漏れやクラッチ番の摩耗等の指摘があり、修理には100万円を超える費用が見込まれております。

また、今後の資源物処理業務を効率的に進めていくために必要でありますことから、至急に更新をお願いするものでございます。

款5項1目1、常備消防費733万2千円の減は、節3職員手当等は、人事院勧告等による期末勤勉手当の減、節8旅費は、コロナ渦による会議開催中止等による減、節17備品購入費は、はしご付消防自動車更新における購入先。節18負担金補助及び交付金では、県消防学校等の研修中止による減額でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

款6項1目1、土木事業費907万9千円の減は、繰越事業の増加に伴う節24積立金の減額が主なものでございます。

款8予備費560万2千円は、歳入歳出の調整でございます。

16ページ、17ページは、給与費明細書。18ページは、補正予算に伴う市町村負担金一覧表になっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

議案第5号は総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第6号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第6号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、今年度、補助を予定していた地域振興イベントが中止になったことにより、事業費を減額するものでございます。歳入歳出の総額での変更はございません。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、活動事業費200万円の減は、節18負担金補助及び交付金で、ふるさと市町村圏事業補助金として補助を予定していた、大町市のやまびこ祭りほか5つの地域振興イベントが、いずれも新型コロナウイルスの影響により、中止になったことによるものでございます。

款2予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

議案第6号は総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第7号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第7号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,316万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,764万1千円とするものでございます。

大幅な減額補正となりました理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防などを理由として、サービスの利用が控えられたことや、入院治療が必要となったサービス利用者が多かったことなどが主な理由でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款1項1目1、入所療養介護費収入につきましては、先ほどご説明申し上げました理由により、2,035万3千円を減額するものであり、款1項2目1、短期入所療養費介護費収入、款1項2目2、通称リハビリテーション費収入につきましても、同様の理由により減額するものでございます。

款1項3、施設利用料につきましては、サービス利用者に係る個人負担金において、2割、3割負担の利用者が多かったことから、施設利用料を増額するものでございます。

款1項4、特定入所者介護サービス等費収入につきましても、施設利用者が当初見込みを下回ったことに伴い減額するものでございます。

款3、諸収入につきましては、コロナウイルス感染症の拡大により、実習生の受け入が中止されたことに伴い、謝金等について減額を行う内容でございます。

款6、基金繰入金につきましては、介護費収入の減収を見込んだことにより、基金の繰入

額を増額するものでございます。

款7、県補助金につきましては、介護事業所の新型コロナウイルス感染予防に対する取り組みについて、県から交付される補助金を追加する内容でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款1項1目1、節3職員手当等につきましては、人事院勧告に伴う期末手当と、職員の時間外手当を減額する内容でございます。節8旅費につきましては、新型コロナウイルス感染予防のため、研修会がオンラインで実施されたことに伴い、負担金に組みかえる内容でございます。節10需用費及び、節12委託料につきましては、施設利用者の減に伴い、給食材料費及び給食業務に係る委託料を減額するものでございます。

節21補償補填及び賠償金につきましては、施設利用者が、施設内で転倒し、骨折をいたしましたことからその賠償金を補正する内容でございます。

12ページ、13ページの予備費につきましては歳入歳出の調整であります。14ページ、15ページは給与費明細書となっております。

以上、主なものについてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 4点ほど質問したいと思いますが、9ページのところで、今の説明のとおりにコロナの関係で利用者が減ったという説明をされていました。

コロナと言えはすべてそれでOKかという問題ではないと思います。やっぱりその内容をよく分析して、今後の対応策というのを考えていかなければいけないというのが、担当の仕事だと思いますけども、その点について改めて、コロナはよくわかりましたけれども、今後の中ではどういう対応策を考えているのか、改めて説明いただきたいと思います。

それとこの説明資料に、現在の対象になる人数とですね、今まではそういった資料が記載されていましたが今回全く記載されていないという点では、ぜひそういった根拠となる数字も、説明に入れていただきたいと思います。この点については、どのような対応するか併せて答弁ください。

2点目はですね今回の補正で、基金を取り崩すということですけども、基金残高については幾らになるのか説明ください。

それから、今後予定されています大規模改修について、どのような予定があるのか、また財源をどう考えているのか、説明いただきたいと思います。

それから11ページのところで、先ほど先決な施設入所者の賠償金2万9千円というのがありますけれども、これにつきましてですけども、本来であれば先ほど医療費総額全額をとということで、2万9千円の金額載っておりますが、これ過失割合に応じて過失を相殺するとその上の負担額という考え方はなかったのか2点目は労災と同様という考えであれば、9割分は医療保険から支払えないという見解もありますけれども、この点については検討したのか。

それから施設賠償責任保険で補填されるというのは、10割補填されるのではないかと。

この点についてはどのような検討されているのか追加で説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

コロナウィルスの第三波の蔓延に伴い、特に11月と12月では、延べ527名の利用が減ったという状況でございます。

虹の家の職員は、このような状況を改善するために、居宅介護支援事業所等に、施設の利用につきまして、積極的に呼びかけを行っております。

この結果、1月の延べ利用者につきましては、昨年同時期の利用者を138名上回る、1,482名となるなど、虹の家の収益の確保に努めているところであり、引き続きコロナ感染対策の徹底を図り、利用者の確保に努めて参りたいと考えております。

また、基金繰入金後の基金残高でございますが、9,000万円程度を見込んでおります。

合わせて、施設の大規模改修に関わる財源につきましては、施設の電気設備や、特殊浴槽、エレベーターの更新等を予定しており、その費用につきまして総額7,000万円程度を見込んでおります。その財源につきまして基金を充当する予定としております。

それから、先ほどの補填でございますが、この金額が、保険会社の方から全額支給されるもので、負担割合については、やはり見守りが必要な方の見守りがしっかりできなかったということで、施設の方で10割すべて負担をするという結果になりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私から以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。

他にありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第8号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第8号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金等の交付決定による歳入の補正、令和2年度、介護給付費等の実績見込みによる補正が主な内容でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,288万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億756万7千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款4項1、国庫支出金。款5、支払基金交付金。款6、県支出金につきましては、介護保険給付費、地域支援事業費等の実績見込みに基づく補正でございます。

款4項2目5、介護保険事業費補助金でございますが、令和3年度介護報酬改定に伴うシステム改修に対する国庫補助170万1千円を追加するものでございます。

款4項2目6、保険者努力支援交付金は、令和2年度から交付されます介護予防や重度化防止に係る、保健者の取り組みへの補助金について1,354万6千円を増額するものでご

ざいます。

款4項2目8、介護保険災害臨時特例補助金及び、同項の目9、特別調整交付金は新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免措置に係る補助金。

また、管内で1名が対象となっております東日本大震災に係る保険料。減免措置に対する補助金について、それぞれ増額補正するものでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、一般管理費291万5千円の増は、人事異動等による人件費の減、及び令和3年度介護報酬改定に伴うシステム改修、業務委託料の増でございます。

款2、保険給付費は33万6千円の増額を行うものでございます。主なものとしましては、項1目1、居宅介護サービス給付費1、210万6千円の増。また、項1目3、地域密着型サービス給付費、784万6千円の減であり、いずれも給付実績見込みによるものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

款3、基金積立金につきましては、保険者機能強化推進交付金等の交付決定に伴い、地域支援事業費に充当した結果、余剰となりました保険料につきまして、積み立てをするものでございます。

款4、地域支援事業費は、事業実績見込みにより741万8千円の減額を行うものでございます。

24ページ、25ページをご覧ください。

款5項1目1、第1号被保険者保険料還付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置により、過年度分の還付金が増となったことから44万円の増額をするものでございます。

26、27ページは、給与費明細書でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

平林英市議員。

○6番（平林英市君） 9ページにあります歳入の関係なのですが、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料を減免するという処置があります。

これは国が、いわゆるコロナによって減収された方について、被保険者に対して、補填するというものであります。

そういうところで今厳しい状況の中では、保険料の減免ということは非常に重要な問題だと考えますけれども、昨日ちょっとリストを出していただいたのですが、この申請する方は非常に少ない。

そして例えば大町市でみると、たった3件。大町市の国民健康保険は40何件申請がありました。

そういう点で、ちゃんとした告知はされているのかどうか、ほとんど知らないと思うのですよこの制度。ですから、今後どういう告知をきちっとしていくのか、被保険者に対して知らせていくのか、その辺の方向性を示してください。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまの質問にお答えいたします。

この軽減措置でございますが、現在広域連合のホームページに掲載をしております。

それから関係市町村や5市町村の地域包括支援センターの方にも情報提供し、広く情報を住民の皆さんに流していただくよう手配し、実施をしているところでございます。申請件数が少ないというようなことございます。まだ期間がございますので、再度、市町村と連携し、多くの方に、制度を理解していただき、利用していただくよう努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

服部久子議員。

○9番（服部久子君） 8ページ目6、保険者努力支援交付金。これどういうことで、どういう条件でこれがくるのでしょうか。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この努力支援交付金でございますが、これにつきましては本年度より新たに創設された交付金でございます。性質につきましては、昨年度から交付をいただいております、保険者機能強化推進交付金と似たような内容の交付金で、介護予防の推進、また重度化の防止のために、市町村が行う取り組みに対して、広域連合の方で委託料としてお支払いし、市町村の方で行っていただいている事業に対するの交付金でございます。

説明以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第9号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第9号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年4月20日から休診しております、小児科内科急病センターにつきましては、新型コロナウイルス、感染症の感染拡大の終息に目途が立たないことから、休診を継続することとしたため、歳入歳出とも大きく減額しております。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,283万4千円を減額し総額を507万6千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、衛生使用料349万9千円の減は、休診による受診者数の減によるものでございます。

款2項1目1、市町村負担金841万3千円の減は、休診による歳出の減によるものでご

ざいます。

款5項1目1、衛生費県補助金92万2千円の減は、診療日数の実績によるものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、診療管理費1,193万4千円の減は、節1報酬は、医師及び看護師、医療事務の会計年度任用職員、8名分の報酬であり、節8旅費は、医師、看護師、医療事務の費用弁償となっており、休診に伴うこれら医療関係者の人件費の減。節10需用費では、医薬材料費の減が主なものでございます。

また、款2予備費、90万円を減額しております。

12ページ、13ページは、給与費明細書、14ページは市町村負担金一覧でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第10号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第10号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、実績見込みによる計数整理が主なものでございます。

第1条でございますが歳入歳出の総額からそれぞれ660万6千円を減額し、総額を2億1,232万2千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、鹿島荘負担金635万6千円の減は、鹿島荘運営費負担金を780万6千円、利用減により生活短期宿泊事業負担金を65万円減額し、加算の増などにより、老人保護措置費負担金を210万円増額するものでございます。

款2項1目1、ひだまりの家収入、25万円の減は、利用者の入退所による単価の減により、介護保険給付費収入を減額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、管理費76万4千円の減は、会計年度任用職員の療養による休暇などにより節1報酬を64万円、人事院勧告による期末手当の減額により、節3職員手当等を12万4千円減額するものでございます。目2、生活費235万円の減は、節10需要費において実績見込みにより燃料費を95万円、光熱水費を65万円、賄い材料費を75万円減額するものでございます。

項2目1、ひだまりの家管理費46万8千円の減は、会計年度任用職員の療養による休暇などにより、節1報酬を45万円、人事院勧告による期末手当の減により、節3職員手当等を1万8千円減額するものでございます。

款3予備費は歳入歳出の調整でございます。

12ページから14ページは給与費明細書、15ページは市町村負担金の一覧表でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第11号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第11号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億9,408万6千円とするものでございます。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

最下段でございますが、令和3年度は前年度と比較して6,816万円、3パーセントの減となっております。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、市町村負担金、18億685万2千円は、広域連合の経常費、廃棄物処理費、常備消防費などが主なものでございます。目2、他団体負担金1,410万円は、北アルプス市町村会館内に事務所を有する4団体からの光熱水費等に関わる負担金をお願いするものでございます。

款2、使用料及び手数料では、項2目2、衛生手数料8,195万1千円が主なものであり、収入証紙販売代金及びごみ焼却手数料でございます。

款3、国庫支出金、項1目1、循環型社会形成推進交付金9,120万5千円は、白馬山麓清掃センター解体工事及び、白馬リサイクルプラザ実施設計業務によるものでございます。

項2目1、低所得者保険料軽減負担金3,870万4千円。

また、12ページ、13ページの、款4、県支出金、項1目1、低所得者保険料軽減負担金1,935万2千円は、介護保険料の所得階層における第1段階から第3段階までの低所得者の保険料軽減分に対する公費負担として、総額7,741万円を見込み、国が、その2分の1を県及び市町村がそれぞれ4分の1を負担し、介護保険事業特別会計に繰り出すものでございます。

款6、繰入金、項2目1、ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金5,688万1千円は、市町村負担金の平準化のために繰入れるものであり、ごみ処理広域化推進費のうち、白馬山麓清掃センター解体工事及び、白馬リサイクルプラザ実施設計業務の白馬村負担分に充てるものでございます。なお、この繰入金は、令和4年度以降、白馬村の負担により分割して、ふるさと市町村圏事業特別会計へ繰り戻すものでございます。

款7、繰越金1,750万円は、前年度からの繰越金。款8項1目1、雑入は、節4衛生費雑入、資源物売り払い収入等の224万6千円が主なものでございます。

款9、連合債、項1目2、消防債7,630万円は、一般単独事業債で、消防ポンプ自動

車及び、高規格救急自動車の更新に係るものでございます。

14ページ、15ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、議会費63万5千円は、定例会4回開催に伴う経費でございます。

款2、総務費、項1目1、一般管理費9,300万2千円は、節1報酬では、監査委員、選挙管理委員等の委員報酬と会計年度職員1名分、節2給料では、職員5名分、節3職員手当等では職員と会計年度職員の手当と、節18負担金補助及び交付金は、職員派遣費用負担金、4名分が主なものでございます。

16、17ページをご覧ください。

目2、財産管理費419万6千円は、北アルプス市町村会館の管理運営に必要な光熱水費及び清掃委託料などでございます。目3、情報化推進費8,752万円は、情報関連のそれぞれのシステム、広域連合を含む6団体で共同利用するために必要な経費で、保守及びリース料が主なものでございます。目4、企画費20万円は、北アルプス連携自立圏事業のうち、広域連合が実施主体となる地域づくりに関わる講演会及び、視察研修にかかる経費でございます。

18、19ページをご覧ください。

款3、民生費、項1目2、障害支援区分認定審査会費117万5千円は、審査会運営にかかる経費で、節1報酬の審査会委員5名分の人件費が主なものでございます。

目3、低所得者保険料軽減事業費7,741万円は、介護保険事業における低所得者の保険料軽減分に対する、公費負担分を介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

款4、衛生費、項1目1、葬祭場費2,233万7千円は、節12委託料では、葬祭場指定管理料、節14工事請負費では、劣化しております計装設備及び火葬炉内耐火物の部分修繕工事を行うものでございます。

目2ごみ処理効率化推進費3億6,220万7千円は、節1から節4共済費は、会計年度任用職員1名、職員1名分の人件費でございます。

20、21ページをご覧ください。

節12委託料は、白馬山麓清掃センター解体工事施工管理業務、白馬リサイクルプラザ実施設計業務等によるもの。節14工事請負費は、白馬山麓清掃センター解体工事によるもの。節18負担金補助及び交付金は、職員派遣費用負担金1名分が主なものでございます。

目3廃棄物処理費4億806万3千円は、廃棄物の処理に要する費用で、節1報酬から節4共済費は、職員2名、会計年度任用職員2名分の人件費でございます。節10需用費は、焼却設備プラントに係る消耗品、薬品代及び燃料費のほか、光熱水費が主なものでございます。節11役務費は、証紙売りさばき手数料など、節12委託料は、施設の維持管理業務、可燃ごみ受け入れ運搬業務などによるもの。節13使用料及び賃借料は、施設用地等の賃借料、節18負担金補助及び交付金は、職員派遣費用負担金1名分が主なものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

目4リサイクル推進費6,537万9千円は、資源物のリサイクルに要する費用で、令和3年度より、白馬リサイクルセンターが稼動となりますことから、前年度に比べ増額となっております。

節1報酬から節4共済費は、会計年度任用職員9名分の人件費でございます。

節10事業費は、資源物回収容器などの消耗品、光熱水費などの施設運営経費、節12委託料は、資源物と受け入れ業務委託など、節14工事請負費では、大町リサイクルパークの照明が不足しているため照明設備改修工事を、節17備品購入費では、大町リサイクルパー

クのエアコンプッサーなど資源物処理にかかる備品購入費を計上しております。

項2目1、保健衛生費3,710万円は、節12委託料では、在宅当番医制事業と在宅歯科当番医制事業を大北医師会と大北歯科医師会へそれぞれ委託するものでございます。

節18負担金補助及び交付金の、病院群輪番制病院運営補助金は、夜間、土曜日、休日の2次救急医療の診療業務をあづみ病院と大町総合病院にお願いするものでございます。

款5項1目1、常備消防費8億9,434万6千円は、節1報酬から節4共済費は、職員93名と会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

24、25ページをご覧ください。

節10事業費、消耗品費は、新規採用職員3名分の貸与品と職員88名分の被服貸与品、救急救助関係消耗品、車両関係及び事務用消耗品等でございます。節12委託料は、高機能通信指令システム及び消防救急デジタル無線設備の保守点検、職員健康診断等の委託料でございます。節17備品購入費は、消防ポンプ自動車、及び高規格救急自動車の更新等によるものでございます。節18負担金補助及び交付金は、県消防学校入校負担金、救急救命研修所負担金等でございます。

款6項1目1、土木事業費3,225万9千円は、節1報酬から節4共済費は職員3名と、会計年度任用職員3名分の人件費が主なものでございます。

26、27ページをご覧ください。

款7公債費は、消防施設整備事業等により借り入れた起債の元利償還に充てるものでございます。

款8予備費1,750万円は、前年度と同額でございます。

28ページから33ページまでは、給与費明細書。34ページは市町村負担金の一覧表。36、37ページは債務負担行為に関する調書でございます。

以上、主なものにつきましてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

歳入歳出一括して、お願いいたします。

よろしいですか。

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、各常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

○総務課長（江津文人君） 訂正です。訂正。

○議長（中牧盛登君） ここで訂正の申し出があります。

事務局長。

○事務局長（傘木徳実君） 先ほど、一般会計予算の説明の折に、10ページ、11ページの歳入の部分で、目2の他団体負担金1410万円と申し上げましたが、正しくは141万円の誤りでございました。

訂正してお詫び申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 以上の通りといたします。

それではここで、昼食のため1時まで休憩といたします。

昼食 午前11時57分

○議長（中牧盛登君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第12号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,230万5千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書の最下段をご覧ください。

令和3年度予算は、前年度に比べ5,672万3千円の増となっております。増額となった要因は、市町村負担金の平準化を図るため、ふるさと市町村圏基金の一部を繰入れ、一般会計へ繰り出すことによるものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、利子及び配当金43万7千円は、ふるさと市町村圏基金の利子収入でございます。

款2項1目1、ふるさと市町村圏基金繰入金5,688万1千円は、市町村負担金の平準化を図るため、基金の一部を一般会計へ繰り出すためのものでございます。なお、現在の基金残高は5億4,640万円でございます。

款3、繰越金498万7千円は、前年度からの繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、活動事業費5,889万3千円は、節18負担金補助及び交付金ではふるさと市町村圏事業補助金として、関係市町村の地域振興イベント実行委員会等への活動補助を行うものでございます。節27繰出金5,688万1千円は、一般会計への繰出金でごみ処理広域化推進費に係る市町村負担金の平準化を図るために繰り出すものでございます。なお、この繰出金については、令和4年度以降、一般会計より分割して繰入れを行い、基金へ積み戻すこととしております。

款2予備費は歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

矢口稔議員。

○10番（矢口稔君） 歳出の11ページの関係でございます。

活動事業費のうちですね、補助金毎年40万円ずつ各市町村の様々な夏祭りを中心とした事業に支出をしているわけですが、今般のコロナの影響で、一般のこういった事業を行うにしても、コロナ対策を配慮した上での事業の開催をしなければならないということで市町村も頭を悩ませているとこだと思いますが、この金額自体を見ますと平年通りということでございます。

そういったところのコロナの影響をかんがみたこういった、補助金の支出といったところの考えはなかったのか、その点についてお聞かせください。

○議長（中牧盛登君） 企画財政係長。

○企画財政係長（飯島伸幸君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今回、補助金に同額の200万円ということで計上させていただいておりますけども、コロナ対策ということで、特別、計上したということはありません。

ふるさと基金の運用益が減っている中ですね、市町村と相談する中では、補助金の金額を減らしていかねばいけないということも考えられているわけがございますけども。令和2年度、イベントの方がすべて中止になったということで、令和3年度につきましては、令和2年度予定していた金額で補助金の方を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。

他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第13号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第13号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3億1,990万円とするものでございます。前年と比較いたしますと、3,048万1千円、10.5パーセントの増額となっております。

虹の家は、開設以来20年余を経過し、施設の老朽化が進んでおりますことから、令和3年度より施設の大規模改修を実施するための予算を計上したことが大きな要因でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款1項1目1、入所療養介護費収入につきましては、昨年度、当初予算と比較して、利用人数で、1.6パーセント。716万3千円少ない1億3,319万円としております。

項2、居宅介護費収入につきましては、短期入所療養介護費収入につきまして、年間利用者2,750名を見込み、2,567万円としております。

項3、施設利用料につきましては、サービス利用者の個人負担金として5,046万4千円を計上しております。

項4、所得の低い方の食費と居住費の負担を軽減する制度である特定入所者介護サービス費収入につきましては、825万円でございます。

款2、繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金でございます。

款3、諸収入につきましては、主治医意見書作成手数料等を計上しております。

款4、財産収入につきましては、虹の家基金積立金の利子の収入でございます。

10、11ページの款6、繰入金につきましては、虹の家、大規模改修の財源として基金からの繰入金4,160万円を計上しております。

12ページ、13ページをご覧ください。

款1項1目1、節2から節4までは、虹の家職員12名分の人件費でございます。節7報償費は、虹の家で開催する職員研修会等の講師の謝金、節8旅費は職員の出張旅費、節9交際費は施設管理者の交際費でございます。節10需用費につきましては、施設の光熱費等の維持管理経費と施設利用者の食事にかかる材料費、医薬材料費でございます。節11役務費につきましては、施設の通信運搬費、節12委託料は、施設運営と給食業務にかかる大町病院への委託料のほか、設備の保守点検や清掃業務に係る委託料でございます。節13材料及び手数料につきましては、寝具のリース料等でございます。節14工事請負費につきましては、歳入で説明申し上げました通り、施設の大規模改修に係る工事請負費を計上しております。令和3年度の大規模改修の内容につきましては、防火シャッターと電気設備の改修を工事請負費、車椅子使用の特殊浴槽の更新を節17備品購入費に計上しております。節18負担金補助及び交付金は、各種団体への負担金と14ページ、15ページになりますが、節24積立金は、虹の家積立金の利子の積み立て、節26公課費は、公用車の車検に伴う重量税でございます。

款2、予備費につきましては、歳入歳出の調整でございます。

16ページから19ページにつきましては、給与費明細書となります。

以上、主なものにつきましてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 3点ほど質問したいと思います。

1点目ですけれども今説明があったように基金の繰入金が4,160万円。それから工事請負費と備品購入費の合計が3,814万9千円ということです。

この差額が341万5千円ありますけれども、これについては、どのような用途なのか説明をいただきたいと思います。

2点目は、基金の取り崩しをするわけですが、基金残高は幾らになるのか説明ください。

3点目は、虹の家については業務改善委員会も検討がされているわけですが、本年度予算の中では、この検討結果というのがどのように生かされているのか説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにつきまして随時お答えを申し上げます。

まず虹の家の大規模改修につきましては、本年度、電気設備等の更新で、工事請負費

2,794万円。特殊浴槽の更新で備品購入費に910万8千円を計上しております。そのほかに、電気設備更新工事に関わる、施工管理業務と、令和3年度予定しております、エレベーター更新工事に関わる実施設計業務の委託料460万円計上しており、この業務につきまして、基金を充当し、実施する予定としております。

それから、本年度、この事業で4,160万円取り崩した場合の基金残高でございますが、今のところおよそ5,000万円程度の残額を見込んでございます。

それから、虹の家にかかる業務改善委員会等の進捗状況等でございますが、現在、入所者の軽度化が進んでおります。重度の方の利用が少なくなってきたというようにござい
ますので、施設の規模等も検討していかなければならない。現在50人でござい
ますが、例
えばそれを29人程度の小規模老健にするなどの意見も出てございます。

それから、介護医療院というような、意見も出ておりますが、それにつきまして、現在施
設の担当者の方で経費、収入がどのくらいになるか、いろいろ資料を集めながら作成をお願
いしている。そんなところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 最初の、繰入金4,000万余と、工事費、備品費3,800万で、差
額が341万5千円になるのですが、これについては、どんな用途になるのか、改めて説明
いただきたいと思ひます。

それから、基金につきましては、こうやって設備投資をしていくということなのですが説
明でしたけれども、本来これは虹の家の建て替えのために、積み立てる基金というのは当初
の目的でした。

現状では、その場その場の不足額の充填に扱われているわけですが、この辺について
改めて基金のあり方、基本的に検討していく必要があるのではないかとと思ひますが、その点
についてはどのような見解か説明いただきたいと思ひます。

3点目ですが、業務監査委員会の検討経過、介護医療院等の検討もされているようすけ
れども、或いは規模の縮小も検討されているのですが、これ基本的には大町病院の附属施設
という位置付けです。

そういう位置付けの中で、大町病院の経営の方向性と、どのようにマッチングしていくの
か。

そういった点について、検討がされていれば、説明を改めていただきたいと思ひます。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

4,160万円、基金の取り崩し、それにつきまして先ほどもご説明申し上げました通り、
工事請負費と備品購入費、あと、エレベーター更新ですとか、3年度予定しておりますエレ
ベーター更新に関わる、実施設計業務。それから、本年度行います電気設備の更新工事に
関わる、施工管理業務につきまして、460万円を計上してございます。

残りの部分については、この460万円に充当し、充当不足の部分については、営業によ
る収益で賄う予定としております。

虹の家の基金でございますが、開設当初から、大規模な改修、要は投資的な経費、多額の
投資的な経費がかかる際のために、その当時、収益の出た部分につきまして、基金に積立
た経過があるかと思ひます。

今回、まさに20年を経過し、施設が老朽化したことから、その施設の部分を改修し、利
用者の皆様に安心して使っていただける施設とするよう、今回、改修を行うものでござい
ます。

それから、虹の家は大町病院に併設しております。今後につきましては、業務改善委員
会の、検討内容も踏まえ、大町病院とも協議をする中でどのような方向で進むのが一番良
いか、病院とともに検討を進めてまいる予定でござい
ます。

私から以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。

他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第14号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第14号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」について提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億5,101万6千円とするものでございます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、第1号被保険者保険料13億6,753万9千円は、65歳以上の方の保険料となり、節1、現年度分特別徴収は、年金の年額が18万円以上の年金受給者からの天引きにより納めていただく保険料で、節2、現年度分普通徴収は年金の年額が18万円未満の方や、年度途中で65歳に到達をされる方などで、納付書や口座振替等によって納めていただく保険料でございます。節3滞納繰越分は収納率7.4パーセントと見込んでおります。

款2項1目1、市町村負担金10億4,323万円は、前年度比5.8パーセントの増となっております。

款4、国庫支出金、以下12ページの款6、県支出金、項1目1、介護給付費負担金までは、保険給付に伴う法定負担分となっております。

款4項2目6、保険者努力支援交付金1,354万6千円は、介護予防重度化防止等の取り組みを支援するため、令和2年度より新たに創設されたものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款6項2目1、介護保険事業費補助金154万5千円は、利用者負担軽減対策費に対する補助金、目2、地域支援事業交付金2,539万5千円は、介護予防日常生活支援総合事業に係るもの。目3、地域支援事業交付金3,602万7千円は、地域包括支援センターの運営及び任意事業に係る交付金を見込んでおります。

款8、繰入金のうち、項1、一般会計繰入金7,741万円は、低所得者保険料軽減分を一般会計から繰入れるもの。

14ページ、15ページ。

項2、介護保険給付準備基金繰入金は1,339万5千円を基金から繰り入れるものでございます。

16ページ、17ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、一般管理費9,365万1千円は、職員6名分の人件費のほか、節13委託料は、介護保険システムのハード、ソフト、保守委託料及び介護保険業務委託料などでございます。節18、負担金補助及び交付金は、職員1名分の派遣費用負担金などでございま

す。

項2目1、賦課徴収費510万円は、賦課徴収にかかる印刷製本費、通信運搬費は納付書等の郵送料などでございます。

18、19ページをご覧ください。

項3目1、介護認定審査会費1,466万円のうち、節1報酬1,079万6千円は、認定審査会の委員報酬及び審査会運営に係る会計年度職員報酬でございます。

目2、認定調査等費3,689万7千円の主なものは、節1介護認定調査に係る会計年度任用職員7名分の報酬1,400万5千円。節11役務費の手数料1,711万1千円は、認定審査にかかる主治医意見書作成手数料3,700件分などでございます。

項4目1、趣旨普及費109万2千円の主なものは、節10印刷所製本費で年3回発行の広報誌「井戸端かいご」の発行等にかかるものでございます。

20、21ページをご覧ください。

項5目1、計画策定委員会費163万7千円では、節1報酬は、介護保険事業計画作成委員報酬等のほか、節10第8期介護保険事業計画に係る啓発用の冊子の印刷製本費でございます。

項6目1、特別対策事業費1,695万2千円は、利用者負担軽減のための経費であり、主なものは、節18負担金補助及び交付金の社会福祉法人等が行う利用者負担軽減などでございます。

款2、保険給付費では、令和3年度の介護報酬増額改定等を踏まえての予算計上としております。

款2項1、介護サービス等費諸費は、要介護1から5に認定された方の利用に対する給付で60億783万6千円。前年度比5.7パーセントの増となっております。

目1居宅介護費サービス給付費22億3,901万9千円は、主に在宅で利用する介護サービスに係る給付で、前年度比7.6パーセントの増となっております。

22、23ページをご覧ください。

目3、地域密着型介護サービス給付費9億6,481万2千円は、前年度比1.8パーセントの増となっております。

目5、施設介護サービス給付費25億1,691万4千円は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設の利用に対する給付で、前年度比6.5パーセントの増となっております。

26、27ページをご覧ください。

項2、介護予防サービス等諸費、1億3,843万4千円は、前年度比12.8パーセントの増となっております。

主なものは、目1、介護予防サービス給付費1億187万3千円で、要支援1、2と認定された方の訪問看護などの在宅サービスでございます。

30ページ、31ページをご覧ください。

項4、高額介護サービス等費1億2,289万円は、介護サービス利用時の自己負担額が一定の額を超えた場合、その超えた額について給付するものでございます。

32、33ページをご覧ください。

項6特定入所者介護サービス等費2億1,480万6千円は、低所得の施設利用者の食費及び居住費に対する補足給付でございます。

34、35ページをご覧ください。

款3項1目1、給付準備基金積立金4,948万4千円は、基金利子等でございます。

36、37ページをご覧ください。

款4、地域支援事業費4億368万6千円は、事業対象者等が利用された事業に対する費用であり、前年度比0.5パーセントの増額となっております。項1、介護予防日常生活支援総合事業費2億239万3千円は、関係市町村に事務委託しております。

一般介護予防事業にかかる費用のほか、訪問型、通所型サービスの利用にかかる費用が主なものでございます。

38、39ページをご覧ください。

項2目1、包括的支援事業・任意事業費1億8,714万7千円は、包括的支援事業・任意事業を関係市町村への委託等により実施するもの。介護サービス相談員事業、給付適正化事業等を実施するものでございます。

項2目3、社会保障充実事業費5,988万5千円は、北アルプス連携自立圏協約に基づき、認知症初期集中支援チーム事業、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携事業等について、関係市町村へ委託等を行い、実施するものでございます。

40、41ページをご覧ください。

項6目1、生活支援体制整備費1,338万7千円は、保険者機能強化推進交付金を主な財源とし、自立支援重度化防止等を目的とした事業を市町村に委託するものでございます。

44ページから49ページは、給与費明細書、50ページは市町村負担金一覧表でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

平林英市議員。

○6番（平林英市君） 低所得者の減免分っていうのは、これ、一般会計から入ってくるということなのですが、確かに国側の消費税8パーセントから10パーセントへ2パーセント引き上げたときに、厳然保険料の補填をしていくということを言っていたと思うのですが、それはどこでどのように反映されるのかよくわからないのですが教えて欲しいと思います。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまの質問をお答えいたします。

この低所得者の減免でございますが、介護保険料の段階で申しますと、第1段階から第3段階の低所得者の方について、それぞれ軽減をさしていただき、その軽減をした金額につきましては、国、県、市町村で、補填をしていただき、介護保険事業会計に繰り入れているものでございます。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 平林英市議員。

○6番（平林英市君） それでは、この今、このページではどこへ行っているわけですか、款4の繰入金の低所得者保険料へ入ってきているわけですか。

その辺等の説明をお願いします。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 議員おっしゃられる通り予算書で12ページ13ページのところでございます。

款8項1目1、低所得者保険料軽減繰入金本年度予算額7,741万円。これが軽減され

た保険料、国、県、市町村の負担をしていただいて、一般会計で受け、介護保険事業会計に繰り入れていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 平林英市議員。

○6番（平林英市君） そうすると、今までこの低所得者に対する1から3までの、減免制度があって、一般会計が出てきたのですけども、その分が、この国からによって減らされてきていると、減らしていけるというわけですか。それともう一つはあくまで単年度で終わっちゃうわけですか。それとも今後継続されるわけですか。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） この制度では3年度においては、継続ということで、その部分についても先ほど、条例改正の中でご説明をさせていただいた経過がございますが、この制度令和元年10月から、消費税2パーセント分の増額したものを財源として、これに充当しているもので、国において、それを財源として、介護保険事業者の方に交付しているものでございますので、令和3年度においても、引き続き継続されるという、情報いただいております。

それ以降につきましても、随時、国の方から指示が入ろうかと思いますが、国の指示に従い予算措置をしていく予定でございます。

私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、福祉常任委員会に付託いたします。

次に、議案第15号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第15号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」について提案理由の説明を申し上げます。

昨年4月20日から休診しております、小児科、内科急病センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の終息に、目途が立たないため、休診を継続することとし、小児科、内科急病センターの維持管理にかかる費用のみ予算計上することといたしました。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52万3千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書最下段をご覧ください。

令和3年度は、前年度比で1,669万3千円、97パーセントの減となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款2項1目1、市町村負担金は42万3千円でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、診療管理費42万3千円は、節11役務費は、急病センターの電話料、

節13 使用料及び賃借料は、レセプトコンピューターのリース料でございます。節18 負担金補助及び交付金は、フレンドプラザ大町内を借用して開設しており、夜間警備保障業務と光熱水費については、大町市への負担金でございます。

款2、予備費は10万円を計上しております。

12ページは市町村負担金一覧でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

服部久子議員。

○9番（服部久子君） お聞きします。

去年の4月から休止されていて、やはり今、コロナで医療が逼迫しているということもあって、苦情だとか、それから申し込みどうしてこうなのかとか、そういう問い合わせとかはないのでしょうか。

○議長（中牧盛登君） 総務課長。

○総務課長（江津文人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

昨年の4月の20日から休診しているわけでございますけれども、大町の市の保健センターですとか、あとその他市町村等に問い合わせた内容の中では苦情等は今のところない状況でございます。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。

他にありませんか。

矢口稔議員。

○10番（矢口稔君） 3点にわたってですね、お尋ねをいたします。

1点目、まず予算には出てきてないですけども再開のタイミングは、どのように考えているのか。まず1点目はその再開のタイミングについて。

また、先ほどの補正予算にも計上されていたところでもあるんですけども、医療従事者の方々が今逼迫してきてですね、様々な看護師の方も、なかなか売り手市場と申しますか、様々なところで、こういうご活躍されて、今、なかなか見つからないといったところでありますけども、予算上では、そういった看護師の方とかですね、先生に関しては開業医の方なものですからまだ問題ないと思っておりますけど看護師の方、フリーの方とか、そういったところの待機料金とかが計上されていないので、契約状態がどうなっているのか。再開の時にはですねどのように対応して人をまたもう1回再募集するとかですね、そういったところ。

あと、先ほど服部議員からもありましたけども、今、コロナの状況で閉まってはいるのですけども、電話の料金が発生しております。

電話してやはりいろんなところで、マグネットのステッカーとか、いろんな電話番号が、みんなわかるように、携帯電話に入れたりとかしてですね、何かあった時は電話して対応するようにはなっているのですけども、今の状況だと、電話するとどういうふうになって、どっかに案内するようになっているのか。そういったところもちょっと教えていただければと思います。

お願いします。

○議長（中牧盛登君） 総務課長。

○総務課長（江津文人君） ただいまのご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず再開のタイミングでございますけれども、コロナ渦におきまして、現在広域計画の中でも、大北医師会、市立大町総合病院、それと北アルプス医療センターあづみ病院と協議を行って、あり方等についても検討していくという計画になってございます。

そういったことから、今現在、市立大町総合病院、あづみ病院等とも検討協議を重ねている最中でございます。できれば私どもにすれば令和3年度に、比較的と申しますか予算を計上しましてですね、両病院の方をお願いをしていこうじゃないかということで計画をしていたわけでございますけれども、まだちょっとコロナの関係で、病院の方も、今状況的に芳しくないというようなこともございますので、今しばらく、調整をする期間をお与えいただきたいということでございます。

コロナがおさまりつつある中での再開というか、そういったことをまた目指しているわけですが、現場での再開ではなくて、大町病院またはあづみ病院等の方に受け皿として、確定した際に再開をしていく予定でございます。

それから、看護師等の人材の確保の関係のご質問でございますけれども、今現在、先ほど申し上げましたけれども大町病院とあづみ病院の方にですね、受け皿となっていていただくような形で検討しておりまして、その関係で私ども今現在の場所ではですね、再開する予定を今してはございません。その関係でもありましてそういった費用はこちらの方は盛り込んでいないという状況でございます。

それから電話機の関係でございますけれども、今現在は留守番電話という形になっておりまして、休診中でございますので、最寄りですねかかりつけ医ですとか、そういった方にご相談くださいというご案内をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） よろしいですか。

他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております。

議案第15号は総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第16号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第16号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」について提案理由の説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ、2億587万7千円とするものでございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和3年度予算は、前年度比71万円、0.3パーセントの減となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、鹿島荘負担金1億5,591万1千円は、市町村からの鹿島荘の運営費、

改築事業に関わる連合債の償還にかかるものと、鹿島荘の事業収入となる生活短期宿泊事業、老人保護措置費に係る負担金でございます。

款2項1目1、ひだまりの家収入2、455万2千円は、ひだまりの家の入所者9人分の介護保険給付費。目2、ひだまりの家施設利用収入1、131万4千円は、介護保険の自己負担分施設利用料、光熱費、燃料代、食材料費であります。

款4項1目1、鹿島荘繰越金950万円、目2、ひだまりの家繰越金400万円は前年度繰越金でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、管理費1億1,316万2千円は、人件費では、嘱託医師と会計年度任用職員13名分、職員9名分でございます。節12委託料は、清掃業務委託料、給食調理補助業務委託料、消防設備点検委託料などがございます。

目2、生活費3,531万2千円は、入所者50人と、生活短期宿泊事業入所者の日常生活にかかる経費でございます。主なものは、節10需用費では、介護が必要な入所者が増加してきており、おむつ等の消耗品費、燃料費の灯油代、光熱水費の電気料などや賄い材料費でございます。

12、13ページになりますが、節11役務費の手数料では、入所者の健康診断、手術どの選択手数料。節19扶助費は、入院患者の日用品のほか、介護保険サービス料にかかる費用などがございます。

項2目1、ひだまりの家管理費3,938万2千円は、人件費では、会計年度任用職員10名分と職員1名分でございます。その他、入所者9名分の日常生活費、施設の維持管理費等で、主なものは、節10需用費の燃料費、光熱水費、賄い材料費でございます。

款2項1、鹿島荘公債費1,472万2千円は、鹿島荘改築事業の24年度事業の償還でございます。

14、15ページをご覧ください。

款3、予備費は330万円としております。

16ページから21ページは、給与費明細書。22ページは、市町村負担金一覧表でございます。

以上、主なものにつきましてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について質疑はございませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、福祉常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

閉会 午後 1時47分

令和3年 2月3日

開会 午前10時00分

○議長（中牧盛登君） おはようございます。

ただ今から、北アルプス広域連合議会令和3年2月定例会、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は17名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、欠席遅参等については、事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（傘木徳実君） 報告いたします。

11番、平林寛也議員は所用のため本日の会議を欠席いたします。

以上です。

○議長（中牧盛登君） 続いて理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（傘木徳実君） 報告いたします。

連合長、副連合長は全員出席をしております。

以上です。

日程第1、常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（中牧盛登君） 日程第1、常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第1号及び議案第4号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） おはようございます。

総務常任委員会に付託されました議案の審査の概要について、順次報告いたします。

議案第1号「北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、大北管内で対象となる施設の見込み量はどれくらいか。民間が設置するものに対し、消防署が指導することになるかとの質問に対し、行政側からは、50キロワット未満は12施設で、民間のみでなく、道の駅等にも設置されていることから、市町村も指導の対象となるとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号について、総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号を総務委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号「北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第4号について、総務委員長に対して、ご質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号を総務委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第4号「北アルプス広域連合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、総務委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第2号及び議案第3号について福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(北村利幸君)登壇]

○福祉委員長(北村利幸君) おはようございます。

当委員会に付託されました、議案第2号「北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、今回、第9期と第10期を見越した長期的な推計をもとにした改正を行っていると思うが、どのように、住民に周知していくかとの質問があり、行政側から、広域連合の広報誌やホームページの活用、住民説明会の開催により周知していくとの答弁がありました。

また、委員から、第2号被保険者の保険料の収納状況はどうなっているかとの質問があり、行政側から、第2号被保険者、保険料は医療保険と併せて納付をいただいております、その詳細な収納状況等については把握していないが、社会保険支払基金から、過不足なく交付されている状況であるとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続いて議案第3号「北アルプス広域連合介護予防日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(中牧盛登君) 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第2号について福祉委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

服部久子議員。

[9番(服部久子君)登壇]

○9番(服部久子君) 議案第2号について反対討論をいたします。

介護保険制度開始から20年となり、その間、介護保険料が上がり続けてきました。

第1期の保険料の基準月額が2,400円でしたが、今回、第8期の保険料の基準月額は5,800円と示されました。

高齢者の多くの方は年金から天引きされ、特に国民年金だけの高齢者は高い保険料負担に悲鳴を上げています。

今でも大きな負担なのに、これ以上が上がれば、生活が壊れてしまいます。介護保険の公費負担は50パーセントですが、そのうち国は25パーセントしか負担していません。

国庫負担割合を上げなければ、際限なく保険料が上がることになり、保険制度が維持できなくなります。高齢化率が上がり、ひとり暮らしの高齢者の方が増えています。

そして、いつ終わるか見通しが見えないコロナ渦の中、各世帯の所得も減少しています。このような厳しい社会状況で、高齢者に負担を求めるのではなく、基金や一般会計の繰入れなどで、被保険者の負担を抑えることを求め、2号議案には反対いたします。

○議長(中牧盛登君) 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号を福祉委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって議案第2号「北アルプス広域連合介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第3号について、福祉委員長に対して、ご質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号を福祉委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第3号「北アルプス広域連合介護予防日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、福祉委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第5号及び議案第6号並びに議案第9号について総務委員長の報告を求めます。
総務委員長。

〔総務委員長(倉科栄司君) 登壇〕

○総務委員長(倉科栄司君) 議案第5号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第5号)」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から目3、廃棄物処理費中、需用費の減額の理由は何かとの質問に対し、行政側からは、焼却に関わるプラント機械設備の消耗品費と修繕料の実績見込みによる減額であり、当初予算では、突発的な大規模修繕や必要部品の見込みを長寿命化計画に即し、概算で要求していたが、結果的に突発的な大規模修繕や必要部品等があまりなかったため、不用額を減額したものとの答弁がありました。

また、委員から、瑕疵担保期間における、施工業者が修繕等を行った際、広域連合の費用負担はなかったかとの質問に対し、行政側からは、昨年7月末までは瑕疵担保期間であり、施工業者が費用を負担したが、8月以降は、広域連合が負担しているとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第2号)」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第2号)」について審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(中牧盛登君) 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第5号について総務委員長に対しご質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号を総務委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第5号)」は委員長報告の通り可決されました。

次に議案第6号について総務委員長に対して、ご質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第2号)」は、総務委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第9号について総務委員長に対して、ご質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号を総務委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第9号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算(第2号)」は、総務委員長報告の通り可決されました。

次に議案第7号及び議案第8号並びに議案第10号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(北村利幸君)登壇]

○福祉委員長(北村利幸君) 当委員会に付託されました議案第7号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、利用者送迎用車両の売却収入を予算計上しているが、利用者の送迎に支障は生じなかったのかとの質問があり、行政側から、前回の公用車の更新の際に不要となった送迎車を売却したため、影響はないとの答弁がありました。

また、委員から、利用者への賠償金の予算計上は、現時点では一般財源で計上しているのかとの質問があり、行政側から賠償保険の金額が確定した段階で補正予算を計上するとの答弁がありました。

また、委員から、施設のクラスターの発生を防ぐために、感染予防について随時周知し、発生した場合は、迅速な対応をして欲しいとの要望があり、行政側からは、発生した場合は、県と連携して対応するとともに必要な支援を行っていくとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。
次に、議案第8号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、保険者努力支援交付金の性質はとの質問があり、行政側より保険者機能強化推進交付金よりも、人が限定されており、地域支援事業のうち、介護予防、重度化防止に係る取り組みに充当できるものとなっているとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第10号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算(第3号)」について、審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、生活費が減額となっているが、どのような理由かとの質問があり、行政側より、灯油単価の見直し、光熱水費、生鮮食品など流動的な経費について、余裕をもって当初計上したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、コロナによる影響が大きく出ているものがあるかとの質問があり、行政側から、利用者には面会禁止等、外出自粛をお願いしているとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第7号について、福祉委員長に対してご質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号を福祉委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第7号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」は、福祉委員長報告の通り可決されました。

次に議案第8号について、福祉委員長に対して、ご質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号を福祉委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第8号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は福祉委員長報告の通り可決されました。

次に議案第10号について福祉委員長に対して、ご質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号を福祉委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって議案第10号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第3号）」は福祉委員長報告の通り、可決されました。

次に、議案第11号について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） 議案第11号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計予算」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、旧白馬山麓清掃センター解体工事について、どのような業者を選定するのか、安全対策はどのようになるか、地域の不安への対策として、住民説明会を行う予定はあるかとの質問があり、行政側からは、焼却施設の解体撤去工事の実績のある業者を選定していくことになる。飛散防止等安全対策は、建物の窓等への目張り、集塵機、エアフィルターの設置等により、飛散防止を図っていく。また、住民説明会を行っていききたいとの答弁がありました。

また委員から、焼却設備等維持修繕定期点検業務について、業務の内容と課題は何か、受託業者の独善にならないかとの質問に対し、行政側からは、設備の法定点検分と火格子等耐火物の交換等を主な業務としており、令和3年度は、付随する消耗品費や修繕料を委託費に一本化し、経費の削減を図ることとしている。また、適正な価格を担保する目的から、技術支援業務委託料を計上し、公共的な業者に委託することで、指導と支援、客観的に評価いただけるとの答弁がありました。

また、委員から、白馬リサイクルプラザ実施設計業務について、構想はどのようになっているかとの質問に対し、行政側からは、3市村担当課長会議に諮りながら、リサイクルの拠点施設として位置付け、循環型社会交付金の対象となるよう清掃センターの解体と跡地利用を一体的に考え、施設整備を図るとの答弁がありました。

また、委員から、消防ポンプ、高規格救急車の更新が計上されているが、積算の根拠は何かとの質問に対し、行政側からは、業者主導にならないよう、直近の他消防署による導入実績を参考にしているとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 次に、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（北村利幸君）登壇〕

○福祉委員長（北村利幸君） 当委員会に付託されました議案第11号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計当初予算」のうち、福祉常任委員会に、付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第11号について、まず、総務委員長に対し、ご質疑はありますか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

次に、福祉委員長に対して、ご質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号を各委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第11号「令和3年度北アルプス広域連合一般会計予算」は、各委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第12号及び議案第15号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(倉科栄司君)登壇]

○総務委員長(倉科栄司君) 議案第12号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中委員から、現センターでは再開しないと言うが、それに対して予算を計上することについて確認したいとの質問があり、行政側からは、広域計画に即し、大北医師会、大町病院、あづみ病院と受け皿について調整が整うまでの間、現センターを休診とすることとし、薬品等の管理や案内電話料等を維持するために必要となる最低限の費用のみを計上させていただいているとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で、原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(中牧盛登君) 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第12号について総務委員長に対して、ご質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号を総務委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって議案第12号「令和3年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」は総務委員長報告の通り可決されました。

次に議案第10号について、総務委員長に対してご質疑はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号を総務委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第15号「令和3年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計予算」は、総務委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第13号及び議案第14号並びに議案第16号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(北村利幸君)登壇]

○福祉委員長(北村利幸君) 当委員会に付託されました議案第13号「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計当初予算」について審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、施設大規模改修設計委託内容と、この事業実施に伴って基金の残高がどのくらいになるかとの質問があり、行政側から、令和3年度に実施する防火シャッターと照明設備等の更新工事に関わる監督業務と、令和4年度に予定しているエレベーターの更新工事に関わる実施設計業務を予算計上している。また、この事業実施にあたっては7,000万円程度を見込み、事業終了後の基金残高は2,000万円程度となる見込みであるとの答弁がありました。

また、委員から、現在の介護老人保健施設の利用状況はどのようになっているかとの質問があり、行政側から管内で入所を希望する方が減少していることから、満床とならない状況もあるとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

続いて議案第14号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計当初予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、2号被保険者の介護保険料はどう決まるのかとの質疑があり、行政側より、各医療保険者によって異なるが、歳入では給付の27パーセント分を見込み、支払基金から過不足なく支払われるとの答弁がありました。

他に委員から、Web会議による認定審査会についてどのように実施するのかとの質疑があり、行政側よりネット環境のない委員数名が、会場出席する場合を想定して準備をしているとの答弁がありました。

他に委員から保険者努力支援交付金の具体的な利用方法は何か、また、コロナ対策で活用できないのかとの質疑があり、行政側より、介護予防や重度化防止のための事業のほか、保険料軽減の財源として利用可能で、使途が限られるものであるが、今後の通知等を精査しながら検討するとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計

当初予算」について、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、鹿島荘改築事業費の市町村負担金において、大町市と小谷村は負担金の記載がないが、すでに償還しているということか、別の起債ということかとの質疑があり、行政側からは別の起債であり、償還期間はすでに終了しているとの答弁がありました。

また、鹿島荘の入所者のうち、入所期間が長い方はどのくらいの期間かとの質疑があり、行政側より、40年以上入所されている方がいるとの答弁がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第13号について、福祉委員長に対して、ご質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号を福祉委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第13号の「令和3年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計予算」は福祉委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第14号について、福祉委員長に対して、ご質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

服部久子議員。

〔9番（服部久子君）登壇〕

○9番（服部久子君） 議案14号についての反対討論いたします。

第8期の介護保険制度は、高い保険料の設定をしました。令和3年度から交付される国の保険者努力支援交付金は、保険料の軽減に使用できるとの行政側からの説明がありましたが、保険料の軽減に活用せず、高齢者にさらなる負担を求めることには納得できません。

また、コロナ感染が心配で介護サービスを控える傾向にありながら、介護施設のPCRの行政検査を実施しないことも理解できません。コロナ感染症が、市中に広まった中、重症化になる可能性が高い高齢者が入所している介護施設は、コロナ対策をしっかりと確立する務めを負っております。

広域連合議会は、その責任があります。保険料抑え、高齢者が安心して介護を受けられる環境を整えることを求めて、14号の議案には反対いたします。

以上です。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号を福祉委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第14号「令和3年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計予算」は福祉委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第16号について、福祉委員長に対して、ご質疑はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号を福祉委員長報告の通り、原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第16号「令和3年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計予算」は福祉委員長報告の通り、可決されました。

以上で、本2月定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、広域連合長の挨拶を受けることといたします。

連合長。

〔連合長（牛越徹君）登壇〕

○連合長（牛越徹君） 2月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、昨日、本日で2日間におわたり、本会議及び常任委員会におきまして、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

ご議決いただきました、今年度補正予算並びに新年度予算等の各案件につきましては、適切かつ効果的な執行に努めますとともに、生活環境や住民福祉の向上を図り、安心安全な地域づくりの推進に力を尽くしてまいります。

本定例会冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、第8期介護保険事業計画におきましては、本定例会終了後の全員協議会におきましてご報告申し上げますこととしております。

また、圏域住民の皆様には、計画の内容や制度改正、保険料の改定につきまして、来月開催予定の住民説明会やホームページ、また広報誌等への掲載などにより、ご理解をお願いするとともに、今後も丁寧な説明に心がけ、介護保険制度についてご理解いただけるよう努めてまいります。

各市町村におきましては、間もなく市町村議会3月定例会が始まり、議員各位におかれましては、お忙しい日々が続くことと存じます。

どうぞご自愛いただき、圏域並びに市町村の振興発展のため、一層ご尽力いただきますようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（中牧盛登君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
議員各位には、公務ご多忙のところご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。
これにて令和3年北アルプス広域連合議会2月定例会を閉会といたします。
大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10:45

令和3年2月3日

議会議長

2番

3番